

## 釧路市社会福祉法人指導監査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき実施する社会福祉法人(以下「法人」という。)の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において、実地検査とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設・事業所(以下「事務所等」という。)に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の検査を行うことを言う。

### (実施計画)

第3条 一般監査の実施に当たっては、毎年度一般監査を開始する時までには、指導監査の実施方針、対象法人及び実施時期等を内容とした実施計画を策定する。

2 法人や法人が経営する社会福祉事業等の運営に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等により、そのおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施する。

### (指導監査に係る基準等)

第4条 指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、要綱別紙「指導監査ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によるものとする。

### (一般監査の実施)

第5条 一般監査の実施に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知する。ただし、法人運営等において、重大な問題が発生した場合又は苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(1) 一般監査の根拠規定

(2) 一般監査の日時

(3) 検査員の氏名

(4) 準備すべき書類等

2 前項の実施通知時には、「社会福祉法人運営調書」を併せて送付し、指定する期日までに提出を求めるものとする。

3 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等実地において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うことを基本とする。ただし、必要に応じて、当該法人が経営する施設等の事業所管課や、法人関係者に対し実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うものとする。

4 一般監査は、職員2名以上の検査員により実施する。

5 一般監査終了後、法人の役員等に対して、改善を要すると認められた事項について講評及び指導を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

### (一般監査の結果及び改善状況の報告等)

第6条 検査員は、監査結果を法人理事長に対し速やかに文書で通知する。この場合、「ガイドライン」

に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法を具体的に通知する。

- 2 一般監査結果の文書指摘事項については、法人理事長に対し、改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。なお、改善状況報告書等の提出期日については、前項に規定する結果通知発送日の2か月以内とする。
- 3 改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等実地において調査を行うものとする。
- 4 前項の規定により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたとき又は改善中ではあるが、措置が講じられる見込があるものと判断したときは、当該監査を終結する。なお、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。
- 5 度重なる一般監査によっても改善の措置が認められないときには、特別監査の実施対象とする。

#### (特別監査の実施)

第7条 特別監査の実施通知は、一般監査に準じて行う。

- 2 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法や当該法人の役員、職員等に対し、出頭を求め質問するなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて実施する。
- 3 特別監査は、監査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報や一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正又は著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施する。
- 4 特別監査は、職員2名以上の検査員により実施する。
- 5 実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人が経営する施設等の事業所管課や、法人関係者に対し実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行う。
- 6 特別監査終了後、法人の役員等に対して、改善を要すると認められた事項について講評及び指導を行う。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

#### (特別監査後の措置)

第8条 特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について文書により報告を求める。

- 2 改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は前項に規定する改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進める。

#### (指導監査情報の公表)

第9条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非公開とされる場合を除き、公開に努める。

#### (関係機関等との連携)

第10条 指導監査の実施に当たっては、当該法人が経営する施設等の事業所管課や北海道に対し、必要な情報又は資料の提供、施設等の指導監査結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

#### (補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な様式その他の事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成29年9月13日から施行する。
- 2 釧路市社会福祉法人指導監査実施要領（平成25年4月1日施行）は廃止する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成30年11月1日から施行する。